

## 子ども家庭支援センターの一部等の仮事務所への移転について

令和3年度(2021年度)に開設する児童相談所に向け、児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者等を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置しているところである。また、児童相談所設置に係る準備事務に必要な職員も順次、増員している。

令和2年度(2020年度)以降、増員する職員について、区役所本庁舎では十分なスペースを確保することが困難であることから、仮事務所へ移転し、事務を執り行うこととする。

### 1 仮事務所の場所

旧商工会館(中野区新井一丁目9番1号)

### 2 移転時期

令和2年(2020年)3月

### 3 仮事務所で行う事務

子ども家庭支援センターの事務のうち相談・支援等に関すること及び児童相談所の設置調整に関する事務

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和元年(2019年)10月以降 仮事務所整備工事

令和2年(2020年)3月 仮事務所へ移転、業務開始

令和3年度(2021年度) (仮称)総合子どもセンター開設

(児童相談所機能含む)